

当ノ実施以下十八項目ヲ會社ニ嘆願スルコトヲ決議シ(既報)  
五月十五日別記嘆願書ヲ提出シタルニ因リ

六 経 過

五月十五日午後七時三十分

組合本部員 白鳥広道 以下四名  
経業員 上野佐藤伝一 以下五名  
銀座 桑京政行 以下三名

八下等ニ同明町一本社ヲ訪問

會社側 事務主任 津田 昇

ト會鬼 組合側ヨリ

結成大會ノ決議ニヨリ茲ニ嘆願書ヲ提出スル 出来得ルモ  
ノハ速カニ実施セラレタイ吾々ハ徒ラニ事ヲ構ヘントスル  
モノヲハナイ 従業員ニ対シテハヨク人格ノ陶冶ヲナシ業  
務ニ精励セシムル様考ヘテ居ル一週間位、余故ヲ置キ回答

セラレタイ

會社側ヨリ

嘆願書ノ項目ハ會社ニ於テモ考ヘテ居ル事ヲアル存茲ニ改  
メテ嘆願書ヲ提出スルコトハ甚極ヘラレタリ

組合側ヨリ

来ルニ十一日重ネテ来訪スル者ヲ告ケ約四十名ニシテ解散セ

七 推 移

本嘆願項目ニ関シテハ會社側ニ於テ相与考慮ヲ居ル様標ナ  
ルヲ以テ些シタル紛糾ヲ招来スルコトナク解決スル見込

右及申報候也